

答弁書第五八号

内閣参質一六九第五八号

平成二十年三月十一日

内閣総理大臣 福田康夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員大久保勉君提出診療報酬改定における外来管理加算への時間要件の導入に関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。



参議院議員大久保勉君提出診療報酬改定における外来管理加算への時間要件の導入に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の外来管理加算の算定要件である診察時間については、外来で継続的な治療管理を要する患者に対し、医師が患者の療養上の疑問に答え、疾病・病状や療養上の注意等に係る説明を懇切丁寧に行うためには最低でも五分の時間を要するとの中央社会保険医療協議会の議論を踏まえて設定したものであり、平成十九年度厚生労働省委託事業時間外診療に関する実態調査の結果に基づく平均診療時間（以下単に「平均診療時間」という。）を根拠としたものではない。

二について

平均診療時間には、医師により直接実施された処置、リハビリテーション等の時間は含まれている。

三について

外来管理加算の算定については、医師が実際におおむね五分を超えて直接診察を行っていることが必要である。

